

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名	高松市夜間急病診療所		
指定管理者	一般社団法人高松市医師会	施設所管課等	保健医療政策課
指定期間	平成4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	非公募
所在地	高松市松島町一丁目16番20号		業務の概要 ・内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科の応急的な診療に関する業務 ・夜間急病診療所の維持管理 ・入院治療等を要する患者に係る二次救急医療機関等との連携に関する業務 ・使用料、手数料の収納及び返還に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務
施設の概要	【施設】 鉄骨造5階建 1階部分 【診療科】 内科・小児科(毎日)、耳鼻咽喉科(木曜日)、眼科(土曜日) 【診療時間】 19:30～23:30		

	項目名	令和4年度	令和3年度	項目名	令和4年度	令和3年度
利用状況等	利用者数	7,162 人	6,347 人			
	二次への転送患者数	264 人	260 人			
	アンケート回収数	22 枚	20 枚			
収支状況等	支出(指定管理料)	171,855,894 円	165,310,636 円			
	収入(診療報酬、文書料)	111,962,859 円	70,179,336 円			
	差引収支差	▲59,893,035 円	▲95,131,300 円			

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性 ②平等な利用の確保	施設の設置目的と管理基準に則り適正な運営を行い、市内・市外在住を問わず平等な利用に供し、高松医療圏域はもとより周囲の医療圏域内における1次救急医療機関としての責務を十分に果たした。	A
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策 ②広報・PR対策 ③企画事業・自主事業 ④市・関係団体・地域等との連携 ⑤サービス向上の取組 ⑥相談・苦情への対応	ホームページや啓発リーフレットを通じ、適切な利用を呼び掛けた。一方、利用者から寄せられた意見などは、管理者・運営委員長・担当理事等で構成する定例会において協議し、改善できるものは適宜実行に移した。また、診察できない外科系患者やその問い合わせにも、対応可能と思われる医療機関や県の救急電話相談を案内するなどのサービスに努めた。なお、措置が難しい患者は、2次輪番制当番病院との連携を密に、直ちに移送するなど、救急医療体制の確立を図った。さらに、引き続き資金前渡者の指定を受け使用料返還事務の迅速化を図った。	A
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等 ②教育・研修 ③就業規則等の遵守 ④施設運営の健全性の確保 ⑤損害保険等 ⑥収支計画と執行管理	現場の責任者として、事務長及び事務長補佐を置き責任体制を明確にするとともに、勤務ローテーションを確実化し、最小限の人員で適切な運営に務めた。また、一時的な患者の急増時の応援体制を確立するとともに、発熱患者の隔離、空気清浄機の増設、防護衣着用の徹底など医師及び職員の新型コロナウイルスの感染防止に努めた。なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅な収入減となっており、回復には時間を要するところである。	A
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費 ②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点 ③経営の効率化 ④合理的な会計制度	収入は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響などで予定を大幅に下回った。一方、支出は多くを占める人件費を、執務者の確保が難しい状況の中で極力抑制したものの、新型コロナウイルス感染症に関する経費が、国の対応策の逐次変更に伴い、予定外の支出を余儀なくされたことから厳しい結果となった。	A

総合評価コメント	総合評価
夜間急病診療所は本市の初期救急医療機関として、平成6年の開設以来、1日も休むことなく診療を続けている。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の1日平均患者数は19.6人となっており、前年度と比較すると2.2人増加しているものの、コロナ禍以前の36.6人に比べると依然として少ない状態であるが、感染症対策を実施しながら診療を行うことで負担が増加するなかで、スタッフが丸となり診療業務を行っている。 また、全国的に医療スタッフが不足する中、診療業務を欠かさぬようスタッフ確保に努めることはもとより、感染症が流行する時期には、医師を始め看護師、事務員の応援要員を配置するなど、堅実な運営姿勢で管理運営を行っていることは高評価に値する。特に、新型コロナウイルス感染症拡大期においては、初診患者中心の診療状況の中、感染症対策を徹底することにより、休診することなく診療体制を維持したことは特筆できる。 さらに、令和4年度は、9月、12月、1月に「高松市休日コロナ発熱外来」を併設駐車場で計13回実施するとともに、同年12月16日以降は、毎週金曜日に「高松市夜間急病診療所での新型コロナウイルス検査等」を計7回実施することで、コロナ禍における発熱患者への診療体制の強化に大きく貢献した。 また、同年は、運営委員会を2回開催しているほか、隔月で定例会を行い、患者対応や設備利用の諸問題について解決を図ることで円滑な運営に努めている。 夜間急病診療所に重症患者が来た場合は、後方支援病院である輪番病院に転送するようになっているが、高松市医師会は、二次救急医療機関である輪番病院との協議会を定期的に開催し、信頼関係の構築にも尽力しており、本業務の遂行は高松市医師会を除いて他には行うことが困難であると考えられる。 なお、例年10月に実施している利用者アンケートについては、昨年同様インターネットを用いた回答方法に変更することで、感染拡大の防止に留意して実施した。 今後も本市の夜間における初期救急医療の拠点として、市民に広く利用されることが期待される。	A